

農地所有者及び耕作者の皆様へお知らせ

～営農意向調査にご協力お願いします～

1. 趣旨

遊休地化する前の優良農地を円滑に担い手に引き継ぐために、所有者及び耕作者に対して農地の営農状況や今後の利用意向を把握するための調査です。

(農地法第6条第2項 農地利用最適化の推進の中心的な活動)

2. 調査員

農業委員、農地利用最適化推進委員
(公印が押印された身分証を携帯しています)

3. 調査方法

調査員が所有者又は耕作者を戸別訪問し、「営農意向調査票」を用いて下記調査内容について聞き取りを行います。(村外在住の所有者及び訪問が困難な場合は、文書等で調査を行う場合があります)

4. 調査期間

令和元年8月～令和2年3月

5. 調査内容

- ①現在の農地の営農状況
(耕作者の年齢、自作か貸借か等)
- ②今後の農地の利用意向
(現状維持、規模拡大、貸したい、売りたい等)
- ③後継者の有無について

6. 調査結果について

農業委員会での検討会にて地図等を活用して意向を整理し、村農地中間管理事業推進チーム会議にて農地の貸付についてマッチング(組み合わせ)を行い、人・農地プランの話し合いの場や、地域の農地利用を担う中心経営体に関する方針を定めることに活用されます。

【調査対象者】

- ・ 専業農家
- ・ 兼業農家
- ・ 非農家
(農地所有)

(意向)

- ・ 規模を拡大したいな。
- ・ 5年後ぐらいまでなら今のまま農業を続けられそう。
- ・ 作業が厳しくなってきたから任せられる人に貸したいな。
- ・ 後継者もないから売ってもいいな。
- ・ 営農していないから農家へ利用してもらいたいな。

調査結果

調査員：農業委員又は
農地利用最適化推進委員

【農業委員会での検討会】
地図等を活用して意向を整理する。

情報提供

【村農地中間管理事業 推進チーム会議】

検討会での情報を活用し、貸し借り等のマッチング(組み合わせ)を検討する。

プランに反映

【人・農地プラン】

地域における話し合いに基づき、中心経営体(地域農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者)、農業の将来のあり方などを明確化し、市町村により公表されるもの。

参加し、地域での営農に関する合意形成

農業委員会・村との連携
地域の担い手への農地集積・集約化

農地利用状況調査の実施について

農地法の規定により、毎年、村内全域の農地を対象とし、農地利用状況調査(農地パトロール)を実施しています。この調査は、農地利用の総点検、遊休農地の発生防止、解消及び違反転用対策を重点的に行っています。

【期 間】 8月1日～9月30日

【調査対象】 村内全ての農地

【調査員】 農業委員、農地利用最適化推進委員
事務局

お問い合わせ

● 営農意向調査、利用状況調査 (農業委員会 ☎966-1204)

● 人・農地プラン (農林水産課 ☎966-1202)